

神戸市ひとり親家庭住宅支援資金

貸付の手引き



神戸市

令和 7 年 5 月

目 次

1. 制度の概要	・・・ 1
2. 母子・父子自立支援プログラム策定	・・・ 3
3. 申請から資金の交付までの流れ	・・・ 4
4. 返還の免除	・・・ 7
5. 返還の猶予	・・・ 8
6. 返還	・・・ 9
7. フローチャート	・・・ 11
8. 届出書類一覧	・・・ 12
9. 問い合わせ先	・・・ 14

1. 制度の概要

(1)事業の目的

母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」という）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、家賃の貸付を行うことにより、就労又はより稼働所得の高い就労などによる自立の促進を図ることを目的としています。

(2)実施主体

神戸市（神戸市と貸付対象者との契約により貸付を行います。）

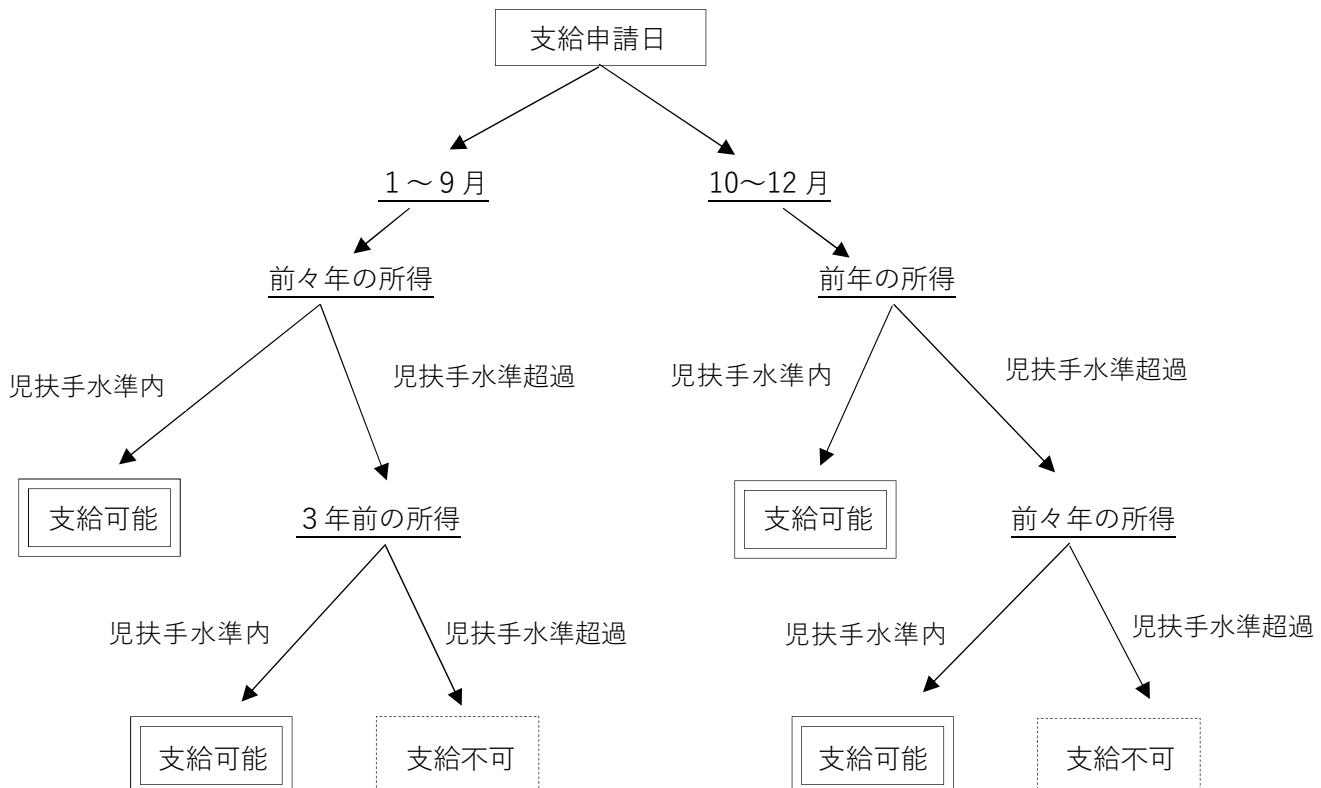
※本貸付金の事務は、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社に事務委託しています。

(3)貸付対象者

次の**全ての要件を満たすひとり親家庭の方が対象**です。必ず事前にご確認ください。

確認欄	対象要件
<input type="checkbox"/>	神戸市内に居住している（住民登録をしている）方
<input type="checkbox"/>	貸付の申請時点で、児童扶養手当の支給を受けている方 又は、所得が児童扶養手当支給水準の世帯 (所得が児童扶養手当支給水準を超過して1年以内の世帯を含む)
<input type="checkbox"/>	神戸市でプログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方
<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していない方
<input type="checkbox"/>	【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金を受給中の場合のみ】 残りの修業年限が1年以下である方

(所得水準確認のフローチャート)



(4)貸付の内容

貸付額	使途
月額7万円以内	入居している住宅の家賃の実費（管理費、共益費含む）

【留意点】

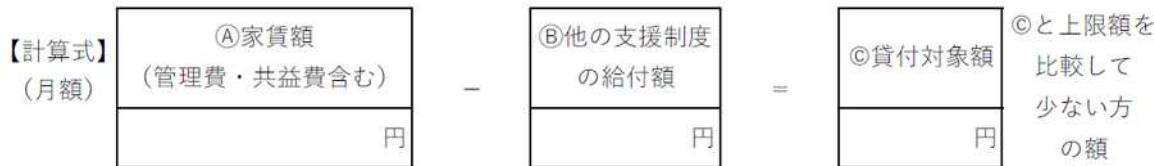
- ・駐車場代、光熱水費、入居・更新時の費用（敷金、礼金、更新料等）等は含みません。
- ・持ち家の場合は、貸付の対象外です。
- ・他の支援制度をご利用の場合は、家賃から他の支援制度を除いた額が、貸付上限額となります。

①生活困窮者住居確保給付金（根拠：生活困窮者自立支援法）

（例）家賃7万円のひとり親家庭が、住居確保給付金を月5万円受給している場合
→本貸付金による貸付額の上限は、差額の2万円となります。

②神戸市ひとり親世帯家賃補助制度（根拠：神戸市ひとり親世帯家賃補助実施要綱）

（例）家賃9万円のひとり親家庭が、ひとり親世帯家賃補助を月1万5千円受給している場合
→本貸付金による貸付額の上限は、差額の7万5千円ではなく、上限7万円となります。
※ひとり親世帯家賃補助制度は、月額は一律1万5千円です。



- ・家賃の滞納がある方には、貸付を行いません。
- ・1,000円未満は切り捨てとなります。

(5)貸付期間

状況	期間
現在住宅を賃借している方	申請月の家賃相当額から 12か月
新たに住宅を賃借する方	賃貸借契約の初期費用の家賃の翌月の家賃相当額から 12か月

※貸付中に就職が決まった場合でも、上限（12ヶ月）の範囲内で貸付が可能です。

(6)申請期間

プログラム策定をした日から**半年以内**

(7)貸付利子

無利子 ※返還期日を過ぎた場合は、年3%の割合で計算した延滞金が加算されます。

(8)連帯保証人

- ・原則連帯保証人1名が必要です。
- ・連帯保証人は、貸付を受けた方（以下、「借受人」という）と連帯して債務を負担し、その保証債務は**延滞利子を含みます**。
- ・原則として、借受人とは別居・別生計で、住民税の所得割が課税されているなど、安定した収入がある方を連帯保証人としてください。
- ・申請者が未成年の場合は、法定代理人（親権者又は後見人）を連帯保証人とします。
- ・連帯保証人を変更する場合は、届け出が必要です。

(9)資金の交付

貸付金の交付については、原則口座振替で行います。

初回申請の際は、**借用書を受領後、約1か月以内**の支払いを予定しています。

継続交付は、下記のとおり支払いを予定していますが、継続交付のためには、求職活動報告書又は給与明細書の提出、家賃を支払っていることが分かる書類を報告締切日までに提出してください。

交付日	交付内容
5月末日	4～6月分
7月末日	7～9月分
10月末日	10～12月分
1月末日	1～3月分

※交付日が土日祝日の場合は、翌営業日の振込となります

(10)返還の免除

借受人が、次のいずれかに該当する場合は、返還の免除の申請を行うことができます。申請を受けた市が審査の上、承認が得られれば、**貸付金の返還を全額免除**します。

貸付決定時	免除の条件
就業していない	貸付決定日から1年以内に就職し、1年間引き続き就業を継続したとき
就業している	貸付決定日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき

※転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して1年間とします。

※返還の免除を申請してから、承認が得られるまでに最長12か月程度かかる場合があります。

2. 母子・父子自立支援プログラム策定

(1)プログラム策定とは

ひとり親家庭等（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦。また母子家庭及び父子家庭の児童）に対して、就業相談（個別面談）の中で、就業相談員（キャリアアドバイザー）が、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等についてお話を聞きし、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定する就業自立に向けた個別のプログラムです。

策定後は、プログラムに沿った支援を行うと共に、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを行うことで、自立した状況を継続できるよう支援しています。

(2)プログラム策定を受けるには

プログラムは、ひとり親家庭のための就業相談事業の中で就業相談員が策定しています。

策定を希望される場合は、就業相談において対面での相談を受けていただく必要がありますので、事前予約の上で、就業相談（個別面談）を受けてください。就業相談の中で、就業相談員に「プログラム策定を受けたい」とお申し出ください。

お申し込み方法は、ひとり親家庭支援センターへお電話いただくな、下記ホームページから仮予約をしてください。

プログラム策定の予約受付先	電話番号	ホームページ
神戸市ひとり親家庭支援センター	TEL : 078-341-4532	

※区役所・支所での予約受付は行っておりません。

(3)就業相談の実施場所

就業相談は、ひとり親家庭支援センターで実施する他、月1回、各区役所とハローワーク神戸への巡回相談も行っています。

(4)アフターフォローについて

毎月就業相談員が就業状況等を確認するための電話等を行いますので、就職活動の状況等を報告してください。（貸付継続のために必要です）

3. 申請から資金の交付までの流れ

(1)プログラム策定

就業相談（個別面談）を受けて、プログラムを策定してください。（3頁をご覧ください）

(2)事前相談

住宅支援資金の申請を行う前に、申請窓口に貸付に関する事前相談をしてください。

電話、オンライン相談、来所相談等ご希望に合わせて行います。まずは下記までご連絡ください。

事前相談の問い合わせ先	電話番号
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口	TEL : 050-5444-8411 受付時間：月火木金 10:00～16:45 ※祝日・年末年始を除く

・各区・支所での受付は行っておりません。

・事前相談では、貸付要件の確認、就労の意欲等、本貸付に必要な事項等の確認を行います。

(3)申請

本貸付の申請書類は、事前予約の上、神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口に持参ください。

予約がない場合は、その場で受付が出来ませんので、ご了承ください。

事前相談の問い合わせ先	電話番号	持参場所
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金 貸付窓口	TEL : 050-5444-8411 【要予約】	神戸市ひとり親家庭支援センター (神戸市総合福祉センター内3階)

【申請期限】

プログラムを策定した日から半年以内

※プログラムを策定した日から半年が経過してしまった場合は、再度、現在の状況に合わせたプログラムを策定することによって、本貸付の申請をしていただくことが可能です。

【申請書類】（持参のみ・郵送不可）

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	貸付申請書兼誓約書（様式1号） ※『借受人』及び『連帯保証人』による自署の上、それぞれの印鑑登録の印を押印してください。
<input type="checkbox"/>	申請者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの。発行から3ヶ月以内のもので、マイナンバーが記載されていないもの）
<input type="checkbox"/>	連帯保証人の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの。発行から3ヶ月以内のもので、マイナンバーが記載されていないもの）
<input type="checkbox"/>	連帯保証人の所得を証明する書類（市県民税課税証明書）
<input type="checkbox"/>	住宅の賃借契約に関する契約書又は家賃領収書等（本人が支払ったものに限る）
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書又は所得を証明する書類の写し
<input type="checkbox"/>	【他の支援制度を受けている場合のみ】 『生活困窮者居住確保給付金』又は『神戸市ひとり親世帯家賃補助制度』を受けている場合は、それを証明する書類の写し
<input type="checkbox"/>	【就労している場合のみ】 給与明細書等現在の給与額を確認できる書類の写し
<input type="checkbox"/>	【就労訓練機関に在学している場合のみ】 就労訓練機関に在学していることの証明書（在学証明書、学生証の写し等）
<input type="checkbox"/>	プログラム策定を受けたことを証明する書類（ひとり親家庭支援センターにおいて確認印を押印することで提出を省略することが可能です）

（4）審査・貸付の決定

貸付の可否は、市において審査の上決定し、申請者に通知します。

申請から決定までは、提出書類の確認、貸付審査を経るため、1か月程度かかります。

貸付が決定した場合は、「貸付承認決定通知書（様式第1号）」と「借用書（様式2号）」を送付します。不承認の場合は、「貸付不承認決定通知書（様式第2号）」を送付します。

※審査・決定にかかる期間は、1か月を目安としていますが、申請件数や提出書類の状況（不備があった場合等）により異なります。

※審査の上貸付の可否について決定するため、審査の結果ご希望に添えない場合があります。不承認になった場合その理由は回答いたしません。また、貸付の可否に関わらず申請書類一式は返却いたしません。

※貸付の申請者が、契約締結前に、貸付を辞退したときは、貸付契約を結ばないこととします。

(5) 借用書の提出

貸付決定を受けた者は、**承認決定通知の日より起算して 20 日以内**に、以下の書類を申請書類提出先へ提出してください。借用書を提出することで、資金が交付されます。

【必要書類】(郵送可)

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	借用書（様式 2 号） ・『借受人』及び『連帯保証人』による自署の上、それぞれの印鑑登録の印を押印してください。 ・収入印紙を貼り付け、印鑑登録の印で割り印をしてください。 借用金額が 1 万円以上 10 万円以下 200 円 借用金額が 10 万円超 50 万円以下 400 円
<input type="checkbox"/>	【借受人】印鑑登録証明書（発行から 3 か月以内のもの）
<input type="checkbox"/>	【連帯保証人】印鑑登録証明書（発行から 3 か月以内のもの）
<input type="checkbox"/>	振込口座申請書（様式 3 号） ※口座名義は、借受人の名義以外認められません。
<input type="checkbox"/>	振込口座の通帳（写し） 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義がわかるもの

【申請書類提出先】

申請書類送付先宛名	送付先住所
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金 貸付窓口 宛	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階

(6) 資金交付（1回目）

初回申請の際は、**借用書を受領後、約 1 か月以内の支払い**を予定しています。

(例) 5 月 20 日に 5 月分から貸付を決定。6 月 6 日に借用書を受領した場合

→ 6 月末日に 5・6 月分を交付します。

通帳への記帳名は、下記のとおりとなります。

「住宅支援資金貸付金」
「ジュウタクシエンシキンカシツケキン」

※銀行によっては、委託先名「パーソルビジネスプロセスデザイン（カ）」が入る場合があります。

(7)継続交付（2回目以降）

継続して貸付を受けるためには、以下の書類を下記に記載する**各報告締切日までに申請書類提出先へ提出してください。**

【必要書類】（郵送可）

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	【求職中の場合】 求職活動状況報告書（様式8号）
<input type="checkbox"/>	【就業中の場合】 報告該当月の給与明細書等の現在就業していることが確認できる書類の写し
<input type="checkbox"/>	家賃の振り込みを行っている通帳の写し ・現金払いの場合：領収書を添付してください。 ・クレジット払いの場合：カードの利用明細を添付してください。

※状況によっては、市が就業相談員の「経過記録」を閲覧し、「プログラムで立てた目標に向けて、就職活動等を行っているかの確認を行います。

【申請書類提出先】

申請書類送付先宛名	送付先住所
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金 貸付窓口 宛	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合2-3-3 tete 名谷北ゾーン3階

【貸付金の交付日】

交付日	報告締切日（厳守）	報告する月
5月末日（4・5・6月分）	4月7日	1・2・3月分
7月末日（7・8・9月分）	7月7日	4・5・6月分
10月末日（10・11・12月分）	10月7日	7・8・9月分
1月末日（1・2・3月分）	1月7日	10・11・12月分

※交付日が土日祝日の場合は、翌営業日の振り込みとなります。

※報告締切日が土日祝日の場合は、提出先に、直前の営業日必着でお願いします。

※指定の期日までに書類の提出がない場合、資金は交付しません。

4. 返還の免除

（1）返還免除について

借受人が、次のいずれかに該当する場合は、返還の免除の申請を行うことができます。申請を受けた市が審査の上、承認が得られれば、**貸付金の返還を全額免除**します。

貸付決定時	免除の要件
就業していない	貸付決定日から1年以内に就職し、1年間引き続き就業を継続したとき
就業している	貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき

※転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して1年間とします。

※返還の免除を申請してから、承認が得られるまでに最長12か月程度かかる場合があります。

(2)返還免除の申請

返還免除の申請を希望する場合は、『神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口』に必要書類を提出してください。

【必要書類】(郵送可)

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	返還免除申請書（様式10号）
<input type="checkbox"/>	業務従事証明書（様式6号） 複数の就業先の就業期間を通算して免除申請をする場合は、全ての就業先の業務従事証明書が必要です。
<input type="checkbox"/>	直近の給与明細書の写し
<input type="checkbox"/>	【求職期間がある場合】 求職活動期間等申告書（様式18号） 求職活動をしていたことが確認できる書類を添付してください。
<input type="checkbox"/>	【自営業の場合】 開業届や確定申告等

【必要書類提出先】

申請書類送付先宛名	送付先住所
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金 貸付窓口 宛	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合2-3-3 tete 名谷北ゾーン3階

(3)返還の免除決定

市は借受人から提出された上記申請書類を確認後、審査を経て返還免除の可否について決定の上、免除の承認がされれば、借受人に通知します。

※返還の免除を申請してから、承認が得られるまでに最長12か月程度かかる場合があります。

5. 返還の猶予

(1)返還債務の履行猶予

借受人が次のいずれかに該当する場合は、申請により、当該事由が継続している期間、貸付金の返還する日を伸ばす（返還猶予）ことができます。

- ① 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付決定日から1年以内に就職、又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、就業中のとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(2)返還の猶予申請

返還猶予を希望する場合は、『神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口』に必要書類を添えて提出してください。

【必要書類】（郵送可）

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	返還猶予申請書（様式4号）
<input type="checkbox"/>	【出産・育児の場合】 医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類
<input type="checkbox"/>	【災害、疾病、負傷の場合】 罹災証明・診断書等
<input type="checkbox"/>	【就職先内定後、待機中の場合】 内定通知書の写し等
<input type="checkbox"/>	【その他の場合】 申請理由が分かるもの

【必要書類提出先】

申請書類送付先宛名	送付先住所
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金 貸付窓口 宛	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合2-3-3 tete 名谷北ゾーン3階

(3)返還の猶予決定

市は申請内容を審査し、猶予の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。

6. 返還

(1)貸付契約の解除等

借受人が次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ①借受人が心身の故障のため就職又は就業を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ②借受人が死亡したとき
- ③貸付期間中にひとり親家庭の親でなくなったとき（再婚、子の20歳到達等）
- ④借受人が貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑤その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- ⑥貸付資金を家賃として使用しなかったとき
- ⑦実施要綱第19条（届出義務）、第21条（借受人の責務）に規定する事項を遵守しないとき
- ⑧偽りの申込、その他不正な手段によって貸付を受けたとき

(2)返還の内容

借受人が次のいずれかに該当する場合は、当該事由が発生した日の属する月の翌月から貸付金を返還してください。（災害・疾病・負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）

- ①貸付契約の解除に該当したとき
- ②貸付終了後1年が経過した時点で、返還の免除等の条件を満たしていないとき
- ③業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ④提出期限を定め必要な書類を提出するよう通知したにも関わらず書類の提出がないとき

(3)返還の期間・方法

返還の事由が発生した日の属する月の翌月から、一括又は月賦による均等払方式（月賦の場合は月1万円以上）により、市が指定した金融機関口座へ毎月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに振り込んでください。

※なお、差額が生じる場合は、最後の月に加算することとします。（1円未満は切り捨てとなります）

(4)返還の流れ

①返還の事由が発生

②借受人は、『神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口』に返還の事由が発生してから15日以内に連絡して、下記のとおり必要書類を提出してください。

【必要書類】（郵送可）

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	契約解除届（様式13号）
<input type="checkbox"/>	返還計画申請書（様式11号） ※『借受人』による自署の上、印鑑登録の印を押印してください。

【必要書類提出先】

申請書類送付先宛名	送付先住所
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金 貸付窓口 宛	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合2-3-3 tete 名谷北ゾーン3階

③②で提出された書類を基に神戸市で審査の上、「返還決定通知（様式第5号）」を借受人に送付します。

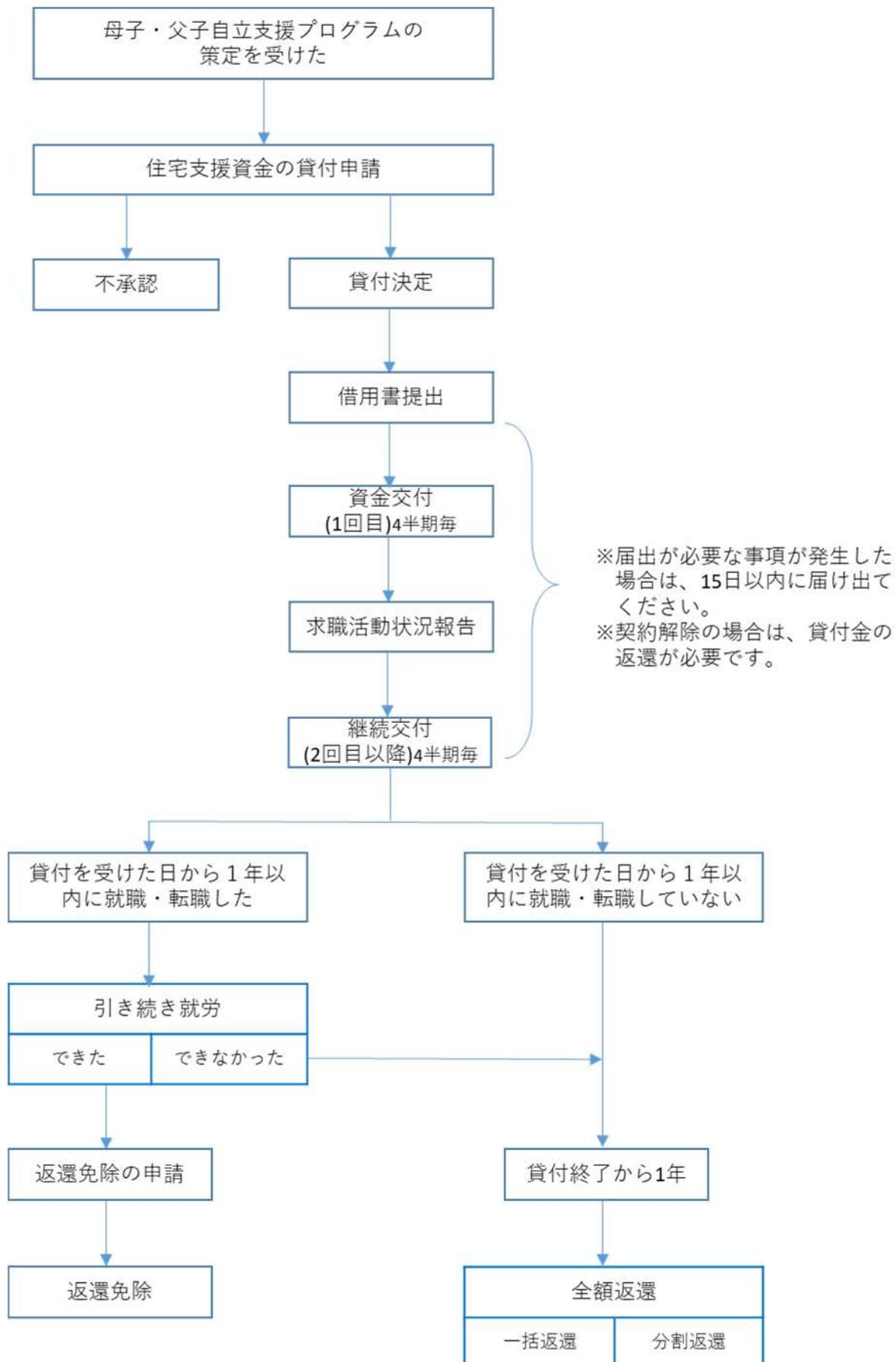
④借受人は、返還計画に沿って、指定の金融機関口座に振り込んでください。

⑤返還完了後、借受人及び連帯保証人に対して「返還完了通知（様式第6号）」と「借用書」を送付します。

(5)延滞利子

借受人が正当な理由なく返還金を定められた期日までに返還しない時は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期日の日数に応じて、返還すべき額につき年3.0%の割合で計算した延滞利子を徴収します。

7. フローチャート



8. 届出書類一覧

借受人は、次の事項が生じた場合は、**15日以内**に届出を行ってください。

届出がない場合は、貸付契約を解除し、返還が発生しますので、ご留意ください。

【必要書類】（一部を除き郵送可）

事項	提出書類
就職したとき	<input type="checkbox"/> 業務従事届（様式 5 号）
	<input type="checkbox"/> 採用通知書や雇用条件契約書等の写し
氏名を変更したとき	<input type="checkbox"/> 住所・氏名等変更届（様式 14 号）
	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本
住所を変更したとき（市内）	<input type="checkbox"/> 住所・氏名等変更届（様式 14 号）
	<input type="checkbox"/> 借受人の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの。発行から 3 ヶ月以内のもので、マイナンバーが記載されていないもの）
	<input type="checkbox"/> 転居後の住宅の家賃等がわかる書類（賃貸契約書の写し等）
連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 連帯保証人変更届（様式 16 号）
	<input type="checkbox"/> 連帯保証人の住民票（本籍・続柄の記載のあるもの。発行から 3 か月以内のもので、マイナンバーが記載されていないもの）
	<input type="checkbox"/> 連帯保証人の所得を証明する書類（市県民税課税証明書）
	<input type="checkbox"/> 借用書（様式 2 号） ・収入印紙を貼り付け、借受人・連帯借受人それぞれの印鑑登録の印で割り印をしてください。 借用金額が 1 万円以上 10 万円以下 200 円 借用金額が 10 万円超 50 万円以下 400 円
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（発行から 3 か月以内のもの）
	<input type="checkbox"/> 住所・氏名等変更届（様式 14 号）
家賃を変更するとき（郵送不可）	<input type="checkbox"/> 家賃変更届（様式 17 号）
	<input type="checkbox"/> 家賃等が分かる書類（賃貸契約書の写し等）
	<input type="checkbox"/> 【増額する場合】 増額申請書（様式 20 号）
	<input type="checkbox"/> 【減額する場合】 減額申出書（様式 21 号）
	<input type="checkbox"/> 住所・氏名等変更届（様式 14 号）
	<input type="checkbox"/> 家賃変更届（様式 17 号）
他の支援制度を利用するとき（住居確保給付金、ひとり親世帯家賃補助制度）	<input type="checkbox"/> 他の支援制度の受給を証明する書類の写し
	<input type="checkbox"/> 退職・従事先変更届（様式 7 号）
	<input type="checkbox"/> 採用通知書や雇用条件契約書等の写し
従事先を変更したとき	<input type="checkbox"/> 業務従事証明書（様式 6 号）※前職分

1年以内に退職したとき	<input type="checkbox"/> 退職・従事先変更届（様式7号）
	<input type="checkbox"/> 業務従事証明書（様式6号）※前職分
	<input type="checkbox"/> 【求職活動中の場合】 求職活動状況報告書（様式8号）
【契約締結前】貸付を辞退するとき	<input type="checkbox"/> 辞退届（様式12号）
【契約締結後】貸付契約を解除するとき	
借受人が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 返還計画申請書（様式11号）
	<input type="checkbox"/> 除籍証明書（又は死亡診断書の写し）等
	<input type="checkbox"/> 死亡届（様式15号） ※借受人が死亡したときは、当該借受人の法定相続人は、遅延なく必要書類を提出してください。
心身の故障のため就職又は就業を継続する見込みがなくなったとき	<input type="checkbox"/> 返還計画申請書（様式11号） ※『借受人』による自署の上、印鑑登録の印を押印してください。
	<input type="checkbox"/> 医師の診断書の写し等
就労訓練中に返還するとき	<input type="checkbox"/> 返還計画申請書（様式11号） ※『借受人』による自署の上、印鑑登録の印を押印してください。
	<input type="checkbox"/> 契約解除届（様式13号）
ひとり親家庭ではなくなったとき (再婚、子の20歳到達等)	<input type="checkbox"/> 返還計画申請書（様式11号） ※『借受人』による自署の上、印鑑登録の印を押印してください。
	<input type="checkbox"/> 契約解除届（様式13号）
上記以外の理由で契約を解除するとき	<input type="checkbox"/> 返還計画申請書（様式11号） ※『借受人』による自署の上、印鑑登録の印を押印してください。
	<input type="checkbox"/> 契約解除届（様式13号）
	<input type="checkbox"/> 解除理由がわかる書類

※貸付契約を解除した場合は、貸付金の返還が必要です。返還の手続きは、9頁をご覧ください。

9. 問い合わせ先

項目	問い合わせ先
貸付に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・貸付の問い合わせ ・貸付の事前相談 ・貸付申請予約受付 	<p>神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口</p> <p>電話番号：050-5444-8411</p> <p>E メール：kobe-hitorioyashien@os.persol-bd.co.jp</p> <p>受付時間：月火木金 10:00～16:45 ※祝日・年末年始を除く</p> <p>※本事業は、パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社へ事務委託しています。</p> <p>※区役所・支所での受付は行っておりません。</p>
書類の送付先	<p>〒654-0154</p> <p>兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階</p> <p>神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛</p>
持参する場所	<p>場所：神戸市ひとり親家庭支援センター</p> <p>住所：神戸市中央区橋通 3-4-1 (神戸市総合福祉センター内 3 階)</p> <p>※貸付受付を行う職員は、神戸市ひとり親家庭支援センターに常駐しておりませんので、ご了承ください。</p>
プログラム策定に 関すること	<p>神戸市ひとり親家庭支援センター (就業相談)</p> <p>予約電話：078-341-4532 (予約は前日の 16:00 まで)</p>  <p>ホームページ</p> <p>開所時間：平日 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)</p> <p>住所：神戸市中央区橋通 3-4-1 (神戸市総合福祉センター内 3 階)</p> <p>就業相談の日程は、上記ホームページからご覧ください。</p>

送付先ラベルです。よろしければ、点線に沿って切り取って、ご利用ください。

〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛	神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛
〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛	神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛
〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛	神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛
〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛	神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛
〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階	〒654-0154 兵庫県神戸市須磨区中落合 2-3-3 tete 名谷北ゾーン 3 階
神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛	神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口 宛